

沖縄県離島住民割引運賃カードのご案内

(離島住民カード)

沖縄県離島住民割引運賃カードは、沖縄県が実施する離島住民の交通コスト負担軽減事業における離島住民のために新設された運賃で購入する資格を有する対象者であること等を証明するために発行するカードです。

1. ご利用案内

- (1) 適用を受けるためには、カードの提示が必要です。
- (2) 当日の予約及び片道でも予約ができます。
- (3) 年間を通して利用できます。(割引率に関しては変動があります。)
- (4) 予約の変更が可能です。
- (5) 小児(11歳以下)及び障がい者手帳をお持ちの方が対象運賃で購入された場合、還付請求ができます。

2. 交付対象者

- (1) 石垣市に住所を有する方。
- (2) 離島出身の学生。(父母のどちらかが石垣市の住民である必要があります。)
- (3) ※学生とは、学校教育法で定められた「学校」に通う学生です。

3. カードの更新・変更等について

- (1) 更新手続きは、2ヶ月前から受け付けます。※有効期限については別添をご確認下さい。
- (2) 破損・汚損による再交付は手数料が発生しますので、ご注意下さい。
- (3) 記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行ってください。
- (4) 石垣市を転出する際は、カードを返納してください。

4. 対象航空路線

石垣～那覇・宮古・与那国間

※石垣～東京、関西、福岡は本事業の対象外ですので、運賃等のお問い合わせは各航空会社、旅行社等へお願いします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は、沖縄県が事業主体の沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、沖縄県・関係市町村・交通事業者(航空路・航路)の協力により運営されている事業です。